

指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定更新申請書

保険医療機関	名 称		
	所 在 地	〒	電話番号 ()
	医療機関等コード		
開設者又 は事業代表者	住 所	〒	電話番号 ()
	氏名又は名称		
	生 年 月 日		職名
標ぼうしている診療科名			
担当しようとする医療の種類		精神通院医療	
主として担当する医師または薬剤師の氏名			
主として担当する医師または薬剤師の経歴			
訪問看護ステーション等における職員の定数			

上記のとおり障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定を更新されたく申請します。

また、同法第59条第3項で準用する同法第36条第3項（第1号から第3号まで及び第7号を除く）の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。

年 月 日

住 所
申請者
氏 名

〔 法人にあっては、名称
及び代表者の氏名 〕

(宛先) 新潟市長

別記様式第3号（裏面）

（指定申請書記載要領）

I 病院または診療所の場合

- 1 「保険医療機関」欄の「名称」、「所在地」及び「医療機関等コード」欄は、保険医療機関の正式名称、所在地及び医療機関コード（7桁）を記載すること。
- 2 「開設者または事業代表者」欄の「住所」及び「氏名または名称」欄には、保険医療機関の開設者の住所及び氏名または名称を記載すること。開設者が法人の場合は、法人の名称並びに代表者の職名及び氏名を記載すること。
- 3 「標ぼうしている診療科名」欄については、標榜している診療科目が多数ある医療機関は、精神通院医療に主に関係する診療科目のみ記載で差し支えない。
- 4 「担当しようとする医療の種類」欄は、「精神通院医療」と記載すること。
- 5 「主として担当する医師または薬剤師の氏名」欄には、指定自立支援医療を主として担当する医師の氏名を記載すること。
- 6 「主として担当する医師または薬剤師の経歴」欄には「別紙」と記載し、別紙1「経歴書」を記載し添付すること。
- 7 「訪問看護ステーション等における職員の定数」欄については、精神通院医療を行う医療機関の場合は記載不要。

II 薬局の場合

- 1 「保険医療機関」欄の「名称」、「所在地」及び「医療機関等コード」欄は、保険薬局の正式名称、所在地及び薬局コード（7桁）を記載すること。
- 2 「開設者または事業代表者」欄の「住所」及び「氏名または名称」欄には、保険薬局の開設者の住所及び氏名または名称を記載すること。開設者が法人の場合は、法人の名称並びに代表者の職名及び氏名を記載すること。
- 3 「標ぼうしている診療科名」、「訪問看護ステーション等における職員の定数」の各欄については、保険薬局の場合は記載不要。
- 4 「担当しようとする医療の種類」欄は、「精神通院医療」と記載すること。
- 5 「主として担当する医師または薬剤師の氏名」欄には、指定自立支援医療を主として担当する薬剤師の氏名を記載すること。
- 6 「主として担当する医師または薬剤師の経歴」欄には「別紙」と記載し、別紙2「経歴書」を記載し添付すること。また、薬剤師免許証の写しも添付すること。

III 訪問看護事業者の場合

- 1 「保険医療機関」欄の「名称」、「所在地」及び「医療機関等コード」欄は、指定自立支援医療を行う訪問看護ステーション等の正式名称、所在地及び訪問看護ステーションコード（7桁）を記載すること。
- 2 「開設者または事業代表者」欄の「住所」及び「氏名または名称」欄には、訪問看護事業者の主たる事務所の所在地及び名称を記載すること。開設者が法人の場合は、法人の名称並びに代表者の職名及び氏名を記載すること。
- 3 「標ぼうしている診療科名」、「主として担当する医師または薬剤師の氏名」及び「主として担当する医師または薬剤師の経歴」の各欄については、訪問看護事業者の場合は記載不要。
- 4 「担当しようとする医療の種類」欄は、「精神通院医療」と記載すること。
- 5 「訪問看護ステーション等における職員の定数」欄には「別紙」と記載し、別紙3「訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護または指定居宅サービス（介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護に限る。）若しくは指定介護予防サービス（介護保険法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護に限る。）に従事する職員の定数」に保健師、看護師、理学療法士及び作業療法士等の職種ごとに記載すること。

（誓約項目）

1 第4号関係

申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

2 第5号関係

申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他の法律（児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、薬事法、薬剤師法、介護保険法）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

3 第5号の2関係

申請者が、労働に関する法律（労働基準法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行が終わり、または執行を受けることがなくなった日を経過していない。

4 第6号関係

申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していない。

(1)指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に法人の役員又は医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

(2)指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

5 第8号関係

申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

6 第9号関係

申請者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

7 第10号関係

第8号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第8号の通知の日前60日以内にその申出に係る法人（事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又はその申出に係る法人でない者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過していない。

8 第11号関係

申請者が、指定の申請前5年以内に自立支援医療に申し不正又は著しく不当な行為をした。

9 第12号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第4号から第11号までのいずれかに該当する。

10 第13号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第4号から第11号までのいずれかに該当する。